

【住宅ローン】商品内容説明書

(2024年1月4日現在)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅ローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ● 勤続満1年以上かつ20歳以上の現役組合員の方および毎日新聞社の名誉職員の方(有給の場合に限ります)。 ※ お申込みに際し、所属企業の承認印が必要になる場合がございます。 ※ 団体信用生命保険(以下、団信)への加入が原則、必要です。(保険料は当組合が負担いたします。ただし、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)付保をご希望の場合は、差額分をご負担いただきます。) ※ 団信への加入に際しては、保険会社所定の審査がございます。 ※ 所属企業、勤続年数、年齢等の借入条件に関わらず、ご利用いただけない場合や一部利用に制限がある場合がございます。
3. おつかいみち	<ul style="list-style-type: none"> ● ご本人がお住まいになる住宅、マンション、土地の購入資金等。 ● ご本人がお住まいになっているご自宅の住宅ローンの借り換え資金・借り換えに伴う諸費用。 ● ご本人または同居するご家族が居住する住宅の増改築資金、改装資金。
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 4,000万円以内。 ※ 借り換え資金は、他金融機関でのお借入残高以内とします。 ※ 借り換えに伴う登記料等の諸費用。以下「諸費用融資」といいます。(限度額50万円以内、別証書での融資) ※ 増改築資金等は、工事価格の範囲内かつ当組合が評価した融資対象物件の担保評価額から抵当権先順位の借入額を控除した金額とします。 ※ 増改築資金等は、原則として当組合よりお支払先に直接お振込みいただきます。(振込手数料は当組合負担) ※ 名誉職員の方は、残余名誉職員手当受取額に基づく一定の審査による額となります。 ※ 融資金額は10万円単位、単位未満四捨五入とします。(但し、借換え融資・諸費用融資は万円単位とする)
5. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 最長35年以内、諸費用融資および敷金融資は5年以内とする。(名誉職員の方は、名誉職員手当支給期間内)。 ※ ただし、この期間であっても会社を退職される際に残債務がある場合は、退職金およびその他給付金等(企業年金等含む)(以下、退職金等)から一括清算していただきます。
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 「固定金利特約付変動金利型(3年・5年・10年・20年)」、「変動金利型」の2つの金利タイプからお選びいただけます。適用金利はお申込み時ではなく、実際にお借りいただく日の金利が適用されます。 ● 三大疾病付団信をご希望の場合は、上記金利に年0.30%の金利を上乗せさせていただきます。 ● 当組合内での金利タイプの異なる住宅ローンの併用も可能です。 ● 金融情勢等により、本金利を見直す場合がございます。
7. 保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1順位の抵当権を設定していただける場合、原則として保証人不要です。 ● 第2順位以下の抵当権を設定していただける場合、原則として身元確実な方で債務を保証するに足る収入がある方1名。ただし、下記に該当する場合は、保証人不要でご利用いただける場合がございます。 <ol style="list-style-type: none"> ① ご融資額が当組合基準で評価した対象物件の担保評価額の70%以内の場合(他行借入額を含む) ② 住宅ローンを含めた貸付額が、融資時の退職金の範囲内となっている場合 * 諸費用融資は保証人の徴求を免除とする。
8. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資対象の物件に対して当組合が承諾する順位の抵当権の設定をしていただきます。 ● 家屋の増改築等を行う場合は、増改築された家屋及び土地に対して抵当権の設定をしていただきます。 ● 住宅用土地のみ購入の場合は、家屋の建築完成後はその家屋(追加担保)に対しても抵当権の設定をしていただきます。* 諸費用融資は抵当権の設定を免除とする。 ※ 担保設定費用は、お客様のご負担となります。 ※ 担保物件は建築基準法、およびその他法令に適合しているものに限ります。
9. お利息計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等返済。付利単位1円とし、前月返済日翌日～当月返済日までの利息を月利計算。
10. 約定返済日	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月のお給料日。※休業日の場合は前営業日。 ● ボーナス返済日は7月のボーナス支給日と12月の約定日(下記11.注釈をご参照ください)。
11. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● ご返済はお借入月の翌月から、お給料天引きによる直接返済です。 ※ 名誉職員の方は、名誉職員手当のお振込み先をご契約者様名義の当組合普通預金口座に指定して頂く事により、普通預金引きによるご返済も可能です。 ● ご希望によりボーナス月増額返済併用もできます。ボーナス月増額返済部分は融資金額の50%以内とします。ただし、名誉職員の方はボーナス月増額返済はご利用いただけません。 (注)冬ボーナス返済のみ、普通預金からの口座自動引落しによる返済となります。具体的には、冬ボーナス引きした返済金額を冬ボーナス支給日に一旦お客様の普通預金口座に自動入金します。(特に手続きの必要はございません。)その後、約定返済日(休業日の場合は前営業日)に普通預金口座から自動引落しさせていただきます。
12. 任意によるご返済【最終弁済期限繰上方式】 ※ご注意ください	<ul style="list-style-type: none"> ● 窓口において、10万円以上(万円単位)から任意返済(一部・全額)ができます。 ● 任意返済後のボーナス引き返済分残債務は、給料引き返済分残債務を上回らない範囲とします。(ボーナス部分を優先して返済) ● 返済日については原則、当組合が指定する日とさせていただきます。 ※ 一部返済をご利用の場合、返済のつど最終弁済期限を繰り上げることになります。元利金返済額は変えずに返済期間を短縮する方式です。 ※ 上記のとおり、最終弁済期限が繰り上がりますので、最終弁済期限が当初お借入日より10年未満となった場合、住宅ローン特別控除の適用要件に該当しなくなる場合がございますのでご注意ください。
13. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体信用生命保険(以下、団信)への加入が原則、必要です。(保険料は当組合が負担いたします。ただし、三大疾病付保をご希望の場合は差額分をご負担いただきます。) ● 加入者が万一死亡された場合に保険金によりローンの残額が返済されますので、原則としてご家族に負担が残ることはありません。* 諸費用融資には団体信用生命保険の取扱いがございません。 ※ 団信の審査が否決された場合、貴方を被保険者としてローン完済まで当組合が指定する額以上(融資金額以上)の生命保険(主に死亡保険)に加入、ローン完済までご継続していただき、その保険契約に当組合と保険金受け取りに関する覚書の締結をさせていただく事でご対応できます。 ※ すでに上記の生命保険に加入されている場合は、あらためて加入の必要はございません。
14. 保証料・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要
15. 全国保証(株)の住宅ローンの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外にも、全国保証(株)の保証付き住宅ローンもございます。ご利用の場合は、全国保証(株)の審査がございます。また全国保証(株)に支払う保証料、事務手数料、団信保険料(上記とは別契約)の諸費用が別途必要です。* 全国保証(株)の住宅ローンは当組合の商品内容と同じです

詳しい内容につきましては、当組合までお気軽にご相談ください